

「コワーキングスペース月額会員サービス」に関する契約約款

株式会社埼玉りそな銀行（以下「当社」といいます。）は、Resona Kawagoe Base +（以下「当施設」といいます。）においてコワーキングスペース月額会員サービスを運営するにあたり、当社が別途定める施設利用規約（以下「本規約」といいます。）に付帯する特約として、この約款（以下「本約款」といいます。）を以下のとおり定めます。

第1条（サービス内容）

- 本約款は、当社が当施設において提供する以下のサービス（以下総称して「コワーキングスペース月額会員サービス」といいます。）に関して共通して適用されるものとします。
 - コワーキングスペース利用サービス
 - 【追加料金】住所利用サービス
 - 【追加料金】登記サービス
 - 【追加料金】郵便物等受取・保管サービス
 - 【追加料金】各種オプションサービス
- 本約款は本規約に付帯するものであり、本約款に定めのない事項については本規約に従うものとします。なお、本規約に定める内容と本約款に定める内容とが異なる場合は、本約款の内容が優先されます。
- 当社は、コワーキングスペース月額会員サービスの運営上・利用上の注意等（当社ウェブサイトに掲載されたものを含みます。）の諸規程（以下「諸規程」といいます。）を制定することがあります。それらの諸規程は本約款の一部を構成するものとし、本約款に定める内容と異なる場合、諸規程の内容が優先されます。
- 当社は、コワーキングスペース月額会員サービスの全部もしくは一部を第三者へ委託することができます。

第2条（月額会員）

- 月額会員とは、当社との間でコワーキングスペース月額会員サービス利用契約（以下「本契約」といいます。）を締結している者をいいます。ただし、月額会員が法人その他の団体の場合には、利用者を特定し、当社の承諾を得た者としてします。
- 月額会員は、本規約、本約款、本契約および諸規程の内容を事前に確認し、その内容をすべて承諾した上で、当社所定の手続に基づき、当社との間で本契約を締結するものとします。
- 月額会員は、当社施設のご利用者様がお互いに秩序ある快適な利用ができるよう、本規約、本約款、本契約および諸規程の内容に熟知していただくとともに、法令等を遵守しなければなりません。

第3条（利用期間）

コワーキングスペース月額会員サービスの利用期間は、本契約に定められた期間とします。なお、当該期間満了2ヶ月前までに、当社の指定する書面による解約の意思表示がない場合は、本契約と同一条件で4ヶ月単位にて自動的に更新されるものとします。

第4条（利用料金等）

- 月額会員は、当社に対して、本契約で定められた利用料金および費用等（以下「利用料金等」といいます。）を支払うものとします。
- 本契約が月の途中で締結された場合、前項の利用料金等は、以下の計算式によって日割計算した金額とします。

$(\text{利用料金} \div 30 \text{ 【1ヶ月を30日として計算し、1の位を切り上げ】}) \times \text{契約日数}$

- 月額会員は、第3条の利用期間満了以前に本契約が解約、解除、終了等となった場合においても、違約金として、当初の利用期間満了日までの利用料金等を支払うものとします。
- 本条第1項記載の利用料金等が公租公課の増減、諸物価の変動、経済情勢の変動その他の事由により不相当となったときは、当社は利用料金等の改定をすることができます。

第5条（支払い方法）

1. 月額会員は、利用料金等を、当社の指定する方法（口座振替またはクレジットカード決済）により、当社が定めた支払期日までに支払うものとします。
2. 本条第1項の支払いにつき、口座振替による場合は、当月分を、翌月の28日（金融機関休業日の場合は翌営業日とします。）に月額会員の金融機関の口座から引き落とすものとします（口座振替の手数料は当社負担とします。）。口座振替がはじまるまでの期間は、銀行振込にてまとめて支払うものとします。
3. 本条第1項の支払いにつき、クレジットカード決済による場合は、当月分の利用料金等を翌月の1日に決済し、以後毎月分継続課金されるものとします（引き落とし日は、月額会員の契約するクレジットカード会社によって異なります。）。本契約の初月に日割計算が生じる場合は、初回のクレジットカード決済金額で調整されるものとします。
4. 当社は、月額会員が、利用料金等その他、本契約に基づく金銭の支払を遅延した場合、支払期日の翌日より実際の支払日までの日数に応じ、当該未払いの金銭に対し、年利14.6%を乗じた金額を、遅延損害金として支払うものとします。また、当該未払いの金銭の回収に要した費用（合理的な弁護士費用も含む）については、月額会員が負担するものとします。

第6条（申込手続等）

1. コワーキングスペース月額会員サービスの申込手続は以下の通りとします。
 - 1 希望者は、当社所定の手続にしたがって利用の申込を行い、当社が当該申込の受付をした後、希望者と面談を行います。
 - 2 希望者が個人の場合は、運転免許証、マイナンバーカード（個人番号カード）もしくはパスポートを、第1号の面談時に持参し、写しを当社に提出します。なお、当社は提出された書類を返還しません。
 - 3 希望者が法人の場合は、当該法人の履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）および印鑑登録証明書の原本、特定された利用者の運転免許証、マイナンバーカード（個人番号カード）またはパスポート、ならびにその他当社が提出を求めた書類を、第1号の面談時に持参し、当社に提出します。なお、当社は提出された書類を返還しません。
 - 4 当社は、申込手続時の記載内容および面談の結果等に基づき、コワーキングスペース月額会員サービスの利用可否の判断をします。なお、当該判断は当社の裁量で行われるものとし、希望者は当該判断に対して一切の異議を申し立てることはできません。
 - 5 当社は、コワーキングスペース月額会員サービスを利用可能と判断した希望者に対し、本規約および本約款の内容、ならびに利用料金等の諸条件等を説明するものとします。
 - 6 当社が第1号の申込を承諾した場合には、本契約が締結され、正式に月額会員となります。
2. 月額会員が、本条第1項の申込手続時に当社に対して申し出た事業と異なる事業を行おうとする場合には、事前に当社の承諾を得るものとします。

第7条（コワーキングスペース利用サービス）

月額会員は、当社が別途定める条件・プランに基づき、当社施設内のコワーキングスペースおよび貸会議室を利用することができます。

第8条（住所利用サービス）

1. 月額会員は、本契約締結後、当社が別途定めるところにより、月額会員の屋号および商号をもって、当社施設の所在地を月額会員の所在場所として住所利用する（以下「住所利用サービス」といいます。）ことができます。
2. 月額会員は、月額会員の名刺、会社案内、ホームページ等に当社施設の所在地を月額会員の所在地として表記することができます。ただし、表記の方法については当社の指示に従うものとします。
3. 月額会員は、本契約終了日までに当該表記を名刺、会社案内およびホームページ等から抹消しなければなりません。
4. 月額会員は、当社の電話番号を月額会員の電話番号として月額会員の名刺、会社案内およびホームページ等に表記することはできません。

第9条（登記サービス）

1. 月額会員は、当社が別途定めるところにより、当社施設の所在地を月額会員の本店または支店の所在地として登記する（以下「登記サービス」といいます。）ことができます。
2. 月額会員が、登記サービスの利用を希望する場合には、当社所定の様式で申込を行うとともに、当社施設の賃貸人の審査を受けるものとします。
3. 本条第2項の当社施設の賃貸人の審査に合格した月額会員は、当社が指定する日までに履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）を当社に提出します。なお、当該証明書の取得にかかる費用は月額会員の負担とします。
4. 月額会員は、本契約終了日から2週間以内に、本店または支店の所在地を当社施設から移転し、変更登記を完了させなければなりません。なお、変更登記に要した費用は月額会員の負担とします。
5. 月額会員が本条第4項の義務を怠った場合において、当社に損害が生じた場合には、当該損害の一切を賠償しなければなりません。

第10条（郵便物等受取・保管サービス）

1. 当社は、月額会員宛の郵便物等を当施設内に設置した郵便受けにて受け取り、月額会員が郵便受けから受領するまでの間、当該郵便受けにて一時的に保管する（以下「郵便物等受取・保管サービス」といいます。）ものとします。
2. 当社は、月額会員宛の郵便物等が前項の郵便受けに入らない場合等、必要と認める場合には、月額会員の事前承諾を得ることなく、当該郵便物等を前項の郵便受け以外の場所にて保管することができ、また、着払いで月額会員の自宅等に転送することができるものとします。当社は、当該保管期間が二週間に達した場合や、転送した郵便物等の受取りを拒否された場合には、月額会員の事前承諾を得ることなく、当該郵便物等を開封または処分することができるものとします。なお、月額会員は本項に基づく当社の対応に一切の異議を申し立てることはできません。
3. 郵便物等受取・保管サービスにおいて、当社の現金の授受対応が伴う配送手段（本条において、現金書留郵便、代金引換郵便等を指します。）による郵便物等、および一万円を超える財産を対象とした郵便物等の利用はできないものとします。
4. 当社は、法令等に違反する郵便物等、宛先不明である郵便物等、当社の現金の授受対応が伴う配送手段による郵便物等または一万円を超える財産を対象とした郵便物等については、月額会員の事前承諾を得ることなく、受取り・保管を拒絶することができるものとします。
5. 当社は、法令等に違反する郵便物等、宛先不明である郵便物等及び一万円を超える財産については、月額会員の事前承諾を得ることなく、開封または処分を行うことができるものとし、月額会員はこれに一切の異議を申し立てることはできません。
6. 当社は、本契約終了日以降においては、月額会員あての郵便物等について、前項に定める郵便物等と同様の対応をすることができるものとし、月額会員はこれに一切の異議を申し立てることはできません。

第11条（各種オプションサービス）

月額会員は、当社が別途定めるところにより、当社指定の各種オプションサービスを利用することができます。

第12条（サービスの変更）

月額会員がサービス内容の変更を希望する場合には、変更を希望する月の2ヶ月前の末日までに当社に申し出るものとし、当社との間で別途変更契約を締結するものとします。

第13条（契約解除）

当社は、月額会員が以下のいずれかに該当したときは、催告および自己の債務の履行の提供をしないで直ちに本契約の全部または一部を解除することができます。なお、この場合でも損害賠償の請求ができるものとします。

- 1 本契約の1つにでも違反したとき
- 2 本契約に基づき発生する当社に対する債務の全部又は一部の支払いを怠り、その支払期限を1ヶ月以上経過しても遅滞額の全部を支払わないとき

- 3 監督官庁から営業停止または営業免許もしくは営業登録の取消等の処分を受けたとき
- 4 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売、租税滞納処分その他これらに準じる手続きが開始されたとき
- 5 破産、民事再生、会社更生または特別清算の手続開始等の申立てがなされたとき
- 6 自ら振り出し、または引き受けた手形もしくは小切手が1回でも不渡りとなったとき、または支払停止状態に至ったとき
- 7 合併による消滅、資本の減少、営業の廃止・変更または解散決議がなされたとき
- 8 その他、支払能力の不安または背信的行為の存在等、本契約を継続させることが著しく困難な事情が生じたと当社が認めたとき

第14条（本契約終了に際しての措置）

1. 当社は、理由のいかんを問わず、本契約終了時までには月額会員から受領した利用料金等について一切返金しません。
2. 月額会員が、本契約終了後においても、住所の表示や本店所在地を変更していない等の事実が発覚した場合には、当社は、当該月額会員に対して違約金として契約終了日から変更日までの利用料金等の倍額の支払を求めることができます。
3. 月額会員は、当社に対して、立退料その他名目のいかんを問わず、明け渡しに際しての金銭上の請求をすることは一切できません。
4. 月額会員が、本契約終了時にコワーキングスペース等に残置した私物は、当社は月額会員が所有権を放棄したものとみなし、月額会員の費用で自由に処分することができます。

第15条（解約）

1. 月額会員が本契約を解約する場合には、解約を希望する月の2ヶ月前の末日までに当社に対し書面等で解約の意思を通知するものとします。
2. 月額会員は、当社の指示に従って、第1項の解約に伴う利用料金等の精算を行うものとします。
3. 月額会員は、本契約の初回有効期間の開始日から4ヶ月間は、理由のいかんを問わず、本契約を解約することはできません。

第16条（入館証）

1. 当社は、本契約締結後速やかに、月額会員専用の会員証を作成します。入館証は月額会員が保有するFeliCaまたはMifare規格のICカードに登録します。
2. 月額会員は第三者に入館証を交付、貸与することはできません。
3. 月額会員は次の場合、入館証を失効されます。
 - 1 月額会員または当社が本契約を解除・解約するとき
 - 2 当社施設が廃止されたとき
 - 3 その他当社が必要に応じて月額会員に指示したとき
4. 月額会員は、入館証を譲渡、転売、貸与、担保の用に供することはできません。
5. 月額会員が個人の場合、入館証は一身専属的なものであり、相続の対象にはなりません。
6. 会員証を紛失もしくは盗難された場合、直ちに当社に届け出て、失効・再登録の手続きを取るものとします。当該再登録にかかる手数料については、当社規程によるものとします。

第17条（通知義務）

1. 月額会員は、以下の事由が生じたときは、遅滞なく当社に対し当社所定の書面で通知するものとします。
 - 1 住所、氏名、商号、本店所在地、代表者、電話番号またはメールアドレスに変更があったとき
 - 2 その他月額会員が当社に届け出た事項について変更が生じたとき
2. 月額会員が本条第1項各号の通知を怠ったことにより、月額会員に何らかの不利益が発生しても当社は一切の責任を負いません。
3. 月額会員が本条第1項の通知を怠ったため、当社からなされた本契約に関する通知が延着または到着しなかった場合は、当該通知は通常到達するべきときに到達したものとみなします。
4. 月額会員の不在等の理由により、当社からなされた本契約に関する通知が保管期間満了により返送

された場合は、当該通知は当該保管期間満了時に月額会員に到達したものとみなします。

第18条（損害賠償）

月額会員および当社は、本契約に違反して相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。ただし、当社の賠償額は、月額会員が当社に支払った利用料金等の額を上限とします。

第19条（権利義務譲渡の禁止）

月額会員は、当社の事前の書面による事前の承諾を得ることなく、本契約上の地位を第三者に承継させ、または本契約から生じる権利義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせもしくは担保に供してはならないものとします。

第20条（特約事項）

当社が月額会員との間で、本約款に記載された内容と異なる約定をする場合は、特約事項として本契約に記載するものとします。

第21条（準拠法等）

1. 本契約に関する準拠法は、日本国法とします。
2. 本契約に関する一切の訴訟は、さいたま地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第22条（協議事項）

本契約の内容について疑義が生じたときまたは本約款に定めのない事態が生じたときは、本規約によるほか、双方誠意を持って協議し解決することとします。

以上

【付則】

1. 本約款は、2024年5月15日から施行するものとします。
2. 本約款の改定は、必要に応じて当社が行うものとします。
3. 本約款の施行に関し、必要な事項は当社が別に定めます。
4. 当社が本約款を改定した場合には、月額会員は、改定日以降、改定後の本約款に従うものとします。
5. 本約款は、2025年4月1日から改正・施行するものとします。